

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 衝突（灯標） |
| 発生日時 | 平成29年3月19日 15時30分ごろ |
| 発生場所 | 東京湾中ノ瀬航路（中ノ瀬航路第1号灯標） 第2海堡灯台から真方位000° 2.1海里付近 （概位 北緯35° 20.9′ 東経139° 44.5′） |
| 事故の概要 | 遊漁船第三富士丸は、北北西進中、灯標に衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年3月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 遊漁船 第三富士丸、12トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 235-25535 神奈川、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 軽傷 1人（釣り客） |
| 損傷 | 右舷船首部に破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.1m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、京浜港横浜區に向けて中ノ瀬航路内を北北西進中、中ノ瀬航路第1号灯標に衝突した。</p> <p>船長は、本事故当時、船首方に他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い、操舵室内の左舷側に設置された背もたれ付きの操縦席に腰を掛けて舵輪に脚を乗せていた。</p> <p>本船は、操縦席に腰を掛けて舵輪に脚を乗せた場合、右舷船首部に死角が生じた。</p> |
| 分析 | 本船は、船長が、操縦席に腰を掛けて舵輪に脚を乗せていたことから、右舷船首部に死角が生じて中ノ瀬航路第1号灯標に接近していることに気付かず、同灯標に衝突したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、船長が、操縦席に腰を掛けて舵輪に脚を乗せていたため、右舷船首部に死角が生じて中ノ瀬航路第1号灯標に接近していることに気付かず、本船が同灯標に衝突したものと考えられる。 |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 |